



三浦市社会福祉協議会が開設した保証人不要のシェアハウス「みうらん家」⑬と、住居+コミュニティスペース+地域医療の拠点で構成される「ノビシロハウス亀井野」⑭

New Wave
住まいのカタチ
住関連の話題を紹介します！



民間賃貸に入りやすく

住宅確保要配慮者の受け入れへの手この手

長寿化の流れの中、住まいで暮らす時間が長期化し、
最終の住処、のスタイルも多様化する傾向にあります。
配偶者が亡くなったので持ち家を処分して、管理しやすいコンパクトな住居に移りたい。長年暮らした自宅が老朽化して住み続けることが難しくなったなど、高齢になってから賃貸住宅へ転居するケースも珍しくなくなりました。年齢により入居を断られてしまうことを心配する人は多いようですが、理解を示すオーナーや不動産店は着実に広がってきています。そこで、一歩先を行く民間賃貸住宅の話題を集めてみました。

社協が「保証人不要」のシェアハウス開設

京急線・三崎口駅からバスで 10 分ほど行った場所に拠点「安心館」を構える社会福祉法人・三浦市社会福祉協議会。その敷地内に、今年 1 月オープンしたのが「たすけあいのいえ みうらん家（ち）」と名付けられた高齢者のためのシェアハウスです。

個室は 7 部屋。他法人に貸していたグループホームの移転を機に改装を行い、身元保証人や連帯保証人がいなくても入居できるのが注目される点です。また、敷金・礼金・更新料も不

要なうえ、生活保護受給者も受け入れられるよう、家賃は月額 3 万 9,800 円に抑えられています。

三浦市社協では、身元保証、死後事務にまつわる相談の増大や、身寄りのない高齢者が施設や賃貸住宅への入居を断られてもサポートする手立てがなかなか見つからなかったことから、横須賀市が行っていた終活支援事業に着目。緊急時の連絡先やかかりつけ医の情報を預かる「終活情報登録事業」、死後事務委任契約、葬儀・納骨等にかかわる意思尊重を支援する「エンディングサポート事業」を同時に立ち上げました。併せて、安否確認や訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護など社協のさまざまなサービスの利用が可能な賃貸住宅を確保し、終活支援のいずれか一方の利用を入居条件とすることにより、身寄りのない人も孤立せずに安心して生涯を全うできる仕組みを実現させたのです。

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援については国としても社会課題として捉え、社会福祉法の改正が 2026 年 6 月 19 日、参議院本会議で可決・成立。これまで認知症などで判断能力が不十分な人を対象としてきた「福祉サービス利用援助事業」が拡充され、身寄りのない高齢者等も加えて日常生活・円滑な入院等の手続き・死後事務の支援が受けられるようになりました。そのサービス提供の担い手として地域の社会福祉協議会などが想定されており、「みうらん家」はまさに、全国に先駆けた実践例となったわけです。

(2 面に続く)

インデックス

1-3 面：特集 民間賃貸に入りやすく

住宅確保要配慮者の受け入れへの手この手

4-5 面：掲示板／神奈川県居住支援協議会からのお知らせ

6-7 面：TOPICS / 事務局だより

8 面：憩いの水辺探訪

⑭「みずべぐらし」プロジェクト



写真左から「みうらん家」の共用リビング、7部屋ある個室（画像提供・三浦市社会福祉協議会）と、大根、大葉が育てられている菜園

(1 面から続く)

オープンしてから2カ月後、最初の住人となったのは、市内の集合住宅火災によって焼け出された5世帯8名。4月末日まで一時避難所として無償で提供され、何名かはその後も家賃を払って住まわれていたそうです。そして7月中旬には純粋な入居者が1名、三浦で暮らしたいと市外から引っ越してきました。

シェアハウスの企画に携わった社会福祉士の森祐貴さん（三浦市社協地域包括支援センター・バトン管理者）によれば、火事の被災者を受け入れた際の市民や企業の協力、支え合い、また庭の一角を家庭菜園に活用しようとしたところ、近所の農家さんが親身になって指導してくれたりと、三浦は人情味にあふれるまちだと感じているそう。「そんな土地柄を大切に、温かみのあるコミュニティづくりや地域住民との交流を深めていきたいですね」と、意欲をのぞかせています。

高齢者と若者が寄り添って楽しく生活

次に紹介するのは、藤沢市亀井野に5年前に誕生した「ノビシロハウス亀井野」。小田急江ノ島線・六会日大前駅から徒歩約7分の住宅街の一角、North・Southの2棟から成る建物は、後者が既存の鉄骨アパートをリノベーションしたワンルーム8戸の住居棟。North棟は隣地に新築された建物で、1階がカフェとコインランドリー、2階は訪問診療・在宅医療を担うクリニックおよび訪問看護ステーションが入居しています。

地域住民にも開かれた「ごちゃまぜアパート」と自称するコンセプトもユニークですが、ほかにも仕掛けがいっぱい。「以前、不動産仲介の仕事にかかわる中で、60代後半の男性が孤独死のリスクを理由に賃貸住宅への入居を断られてしまった案件に直面したのです。課題解決に向けた方向性を時間をかけて探るうちに、高齢の入居者にとって最期まで安心して、のびのび暮らせる理想的な住まいを自ら提供したいという思いに至りました」と話すのは、ノビシロハウスの企画・管理・運営を手がける鮎川沙代さん（株式会社ノビシロ代表取締役CEO）です。

住居棟は車イス利用者も住めるようバリアフリー仕様とし、IoTセンサーによる見守りシステムも導入。さらに特筆されるのは、2階の2部屋の家賃を半額にして、「ソーシャルワーカー」の役割を無償で担ってもらえる若者を受け入れていることです。

①週2回程度は高齢の住人と対面で何かしらのコミュニケーションを取ること、②月に1度、住人やクリニックの医師ら

が集うお茶会の企画・運営が、「ソーシャルワーカー」に求められる要件。「実際に始めてみると、まだ生まれていなかった時代の体験談を聞いて感心したり、共通の趣味が見つかって意気投合したりと、核家族化で祖父母と一つ屋根の下で暮らすこともなくなった若者が、ほかではつくれない友達ができた」と寄り添う姿を見て、大きな手応えを感じています」と、鮎川さんは目を細めます。

こうした取り組みがいろいろなメディアに取り上げられて話題となり、満室となった現在も空き待ちの問い合わせが続々と寄せられているそう。そんな要望に応えるべく、近隣の空き物件を転貸したり紹介するサービスも動き出し、住人同士の交流の輪も広がりつつあります。

また、第2弾のノビシロハウスプロジェクトも東京都東久留米市において具体化。こちらは5階建て31室のマンションタイプの建物で、来春完成予定。カフェや地域医療拠点の開設



月1回、ノビシロハウス住人らが集う「お茶会」の様子①（画像提供・株式会社ノビシロ）。この7月には、めいめいの願いを込めて七夕飾りを作成し、カフェの壁に掲示しました②



に加え、ワンルームだけでなく、2 人で暮らせる 1LDK の部屋も用意されています。

民間賃貸に入りやすく

住宅確保要配慮者の受け入れへあの手この手



県内で 2 市目 SN 住宅へ家賃補助

一方、民間賃貸住宅に関して国が進める居住支援の施策としては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が 2024 年 6 月に改正され、昨秋より施行。居住支援法人等が大家と連携し、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者に対して①IoT センサー等による日常の安否確認②訪問等による見守り③適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅認定制度」が創設されたほか、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納といった貸主側の不安を払拭するための新たな手立てが盛り込まれました。

また、2017 年から登録が始まったセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）も制度は存続。空き物件の登録のいっそうの増大が望まれており、貸主側の了承を得るうえで有効な手段と言われているのが、家賃の低廉化を図る補助です。市場の家賃相場と大差ない物件を低所得者や一人親世帯が安く借りられるよう、自治体が国と折半で費用負担します。補助金は貸主に支払われ、借り手の裾野も広がるということで、登録意欲の向上につなげられるシステムと考えられています。

これまで県内で、この補助を行っていたのは横浜市だけでしたが、2026 年度より海老名市が加わりました。耐震性、面積基準などセーフティネット住宅の登録要件に加え、住宅確保要配慮者専用の住戸にすることが求められ、補助額の上限は 1 戸当たり月額 4 万円まで。管理開始から原則 10 年を上限として、補助が適用されます。補助の対象となる世帯は原則、月収 15.8 万円以下の世帯で、子育て世帯・新婚世帯は 21.4 万円以下、多子世帯は 25.9 万円以下に緩和されています。

「この 20 年ほどで大きく成長した海老名市は若い世代に人気のまちで、子育てのしやすさを重視しつつも、高齢化の進行も見据えてバランスの取れた住宅施策が重要となっています。

また、持ち家率の高い地域であるとはいえ、時代の変化とともに住宅の確保に配慮を要する方々の状況が多様化してきていることから、誰もが安心して住み続けられる環境整備の一環として、受け皿となる民間賃貸住宅を備えておきたいという思いがありました」。昨年 7 月に住宅マスタープランの改訂を行い、新たに「住宅確保要配慮者に係る賃貸住宅供給促進計画」を追加した経緯を説明するのは、海老名市住宅まちづくり課住宅政策係の品川主査です。

この促進計画で目

新しいのは、セーフティネット住宅等の登録に際して貸主が選定できる住宅確保要配慮者の範囲に「学生（高校生以上）」を加えている点。経済的に困窮する若者にも手を差し伸べ、海老名での暮らしに愛着を抱いて定住してもらえる人たちを増やすことが狙いといえます。

さらに海老名市ではセーフティネット専用住宅の登録促進に向けて、県内市町村としては初めて、独自に改修費に対する補助制度も立ち上げました。住宅確保要配慮者専用の住戸として 10 年以上管理を継続することが要件で、補助額は改修費の 3 分の 2。国で受け付けている補助制度と併用はできませんが、基本となる 100 万円 / 戸と、耐震化やバリアフリー化、シェアハウス化などを図る工事に対して加算があり、上限 200 万円 / 戸まで補助が受けられます。

もちろん、魅力的な制度ができて登録が広がらなければ絵に描いた餅、で終わってしまいます。貸主への周知や働きかけを行ううえで、橋渡しをする不動産会社、居住支援法人等の積極的な関与が期待されるところです。

【問い合わせ先および関連のホームページ】

◆たすけあいのいえ「みうらん家」

三浦市社会福祉協議会 権利擁護センターいっしょ
☎ 046-888-7347
<https://www.shakyo-miura.com/>

◆ノビシロハウス

株式会社ノビシロ
<https://www.nobishiro.co.jp/>

◆海老名市「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化補助金」（セーフティネット専用住宅家賃低廉化補助金）について

海老名市まちづくり部住宅まちづくり課住宅政策係
☎ 046-235-9606
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/jutaku/1018937.html>

R8年度 新規開始 その物件、セーフティネット専用住宅として補助を受けてみませんか？

■セーフティネット専用住宅とは？
高齢者・障がい者・子育て世帯・低額所得者（単身者含む）などの住まいにお困りの方（住宅確保要配慮者）のみが入居できる賃貸住宅として登録された住宅のこと。

こんなにお得！セーフティネット専用住宅

改修費補助（専用住宅に登録する予定の住宅が対象）

■補助額
・改修費の2/3
・最大補助額：200万円/戸
（内訳）
・基本補助額：100万円/戸
・加算額：100万円/戸
（次の①～⑦に該当する工事を実施する場合に加算）

■対象工事
①バリアフリー改修工事
②耐震改修工事
③シェアハウス化改修工事
④間取り変更工事
⑤子育て世帯対応改修工事
⑥防火・消火対策工事
⑦交流スペース設置改修工事など

■要件
・専用住宅としての管理期間が10年以上の予定であること等

家賃低廉化補助（専用住宅に登録された住宅が対象）

■補助対象世帯
・月額4万円/戸（上限）
※公営住宅並み家賃との差額
※上限480万円/戸（補助期間合計）

■補助期間
・専用住宅として管理開始から10年以内
※月収15.8万円を超える子育て世帯、多子世帯は最大6年間、新婚世帯は最大3年間

■入居者負担額のイメージ

入居者の所得（月額）	入居者負担額	家賃低廉化補助額
104,000円以下	27,000円	40,000円
104,000円超/123,000円以下	30,000円	37,000円
123,000円超/139,000円以下	34,000円	33,000円
139,000円超/158,000円以下	38,000円	29,000円

※世帯収入超過額、基本家賃は1,000円（円未満）を指定

■セーフティネット「専用」住宅として神奈川県への登録（無料）が必要です。

■登録できる住宅
・集合住宅
・1棟から可能
・戸建て住宅

■主な登録基準
・一定の床面積を有すること
・一定の耐震性を有すること
・台所、便所、収納、浴室等があること
・周辺の家賃相場と均衡を失いないこと等

※改修費補助を受ける場合は工事完了後に登録してください。

登録に関する詳細は、図説のP.16～17をご覧ください。

お問い合わせ 海老名市役所 まちづくり部 住宅まちづくり課 住宅政策係
☎046-235-9604 〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

セーフティネット専用住宅への経済的支援制度をPRする海老名市のチラシ



ノビシロハウス亀井野のワンルーム住戸の室内
（画像提供・株式会社ノビシロ）

掲示板

神奈川県居住支援協議会が

独自色が出てきた地域協議会の取り組み 緩やかな会員交流や専門部会の設置で活性化めざす

居住支援協議会は、2007年に制定された住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、低額所得者や被災者、高齢者、障害者等が安定した住生活を確認するうえで、自治体や関係団体、事業者などが連携してサポートに当たれるよう組織化が進められています。

神奈川では全県エリアをカバーする「神奈川県居住支援協議会」が2010年発足。その後、住宅確保要配慮者の傾向や地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を行うためには、市町村単位の居住支援協議会を組織して対応に当たることが望ましいという認識が全国的に広まり、県内でもこれまでに八つの市において協議会が設立されました。

それぞれの活動を積み重ねる中で独自色もみられるようになり、この6月から「つながる会」という交流の場をスタートさせたのが、藤沢市居住支援協議会。通常の定例会ではなかなか難しい、会員同士の自由な発言や情報交換の機会として月に1度、開催することになったものです。

「不動産屋さんが聞きたいコト・不動産屋さんに聞きたいコト」などといったテーマ設定で、市役所の会議室を開放して1時間半、出入り自由。協議会会員に限らず居住支援に関わる人なら誰でも参加できるようにしたところ、参加者同士の口コミで輪が広がっているそうです。そんな緩やかな集まりを通して、住宅確保要配慮者の住まい探しに苦慮する具体的な案件が寄せられ、協力を申し出る事業者が見つかって解決への足がかりとなったケースもあるといいます。

また、お隣の茅ヶ崎市居住支援協議会では、個々の会員の得意分野やスキルを組織の活性化につなげる狙いから、2026年度になって2つの部会を設置。会員の相互理解を深めようと、どのような居住支援ができるのかという観点で見える化を進めているのが「連携ツール作成部会」、賃貸住宅オーナーの啓発などを目的としたセミナー・個別相談等の企画を担当するのが「そうだんかい部会」で、それぞれ8名ほどの会員メンバーが実務に携わっています。

茅ヶ崎市では都市政策課が総合的な「住まいの相談窓口」を開設して、協定団体につなぐ体制が整っており、そうした施策との相乗効果も期待されます。

一方、居住支援協議会の多くは自治体の住宅にかかわる部局が中軸となって組織されることが一般的なのですが、全国的にも珍しく、福祉部局がリードして立ち上げられたのが座間市の協議会。2015年から始まった生活困窮者自立支援事業の「断らない相談支援」の流れの中、高齢者、一人親世帯等への賃貸住宅入居や生活サポートにも取り組みが広がり、6年後の居住支援協議会発足となりました。

そうした成り立ちから、居住支援の問題意識が入居中や



2026年6月から始まった藤沢市居住支援協議会の「つながる会」の開催風景（上）と、（下）は2026年1月に行われた座間市居住支援協議会の「住まい支援システム専門部会」

退居時のサポートに向けられ、「住まい支援システム専門部会」が組織されたのが昨年度。会員である市や社会福祉協議会、エンディングサポート事業者、フードバンクを運営するNPOなどのメンバーが参加して、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅で暮らすに当たり、貸主の不安を取り除くための支援システムを確立しようと検討が進められています。

らのお知らせ

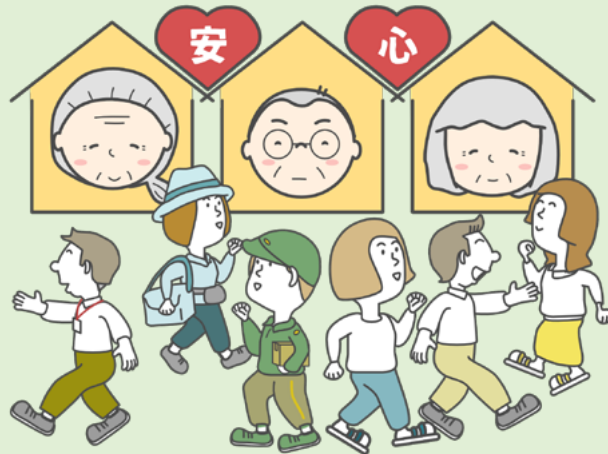
事務局：かながわ住まい・まちづくり協会
☎ 045 (664) 6896

地域協議会の設立機運の醸成へ 担い手集め交流会を開催

左の記事とも関連しますが、基礎自治体における居住支援協議会は、2025 年の住宅セーフティネット法改正により設置が努力義務化されました。住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が求められていることから、神奈川県居住支援協議会としても、新たな協議会の設立に向けてさまざまなバックアップの取り組みを展開しています。

その一環で、県内各地の自治体職員や居住支援法人、居住支援コーディネーター等が繋がるきっかけづくりとして、地域交流会を開催することになりました。10 月中に横須賀三浦、湘南、県央の 3 地域において企画され、居住支援とはどんな支援をすることなのかや、既設の居住支援協議会の活動紹介などの講義を予定。意見交換や交流の時間も設けられています。

この初の試みによって、居住支援に関わる人々のネットワークが深められ、新たな協議会設立に向けた機運が醸成されることが望まれます。



県内の居住支援協議会 (2026 年 9 月 30 日現在)

居住支援協議会区分 問い合わせ先（事務局・常設の相談窓口等）	問い合わせ電話番号 受け付け時間	設立年月
神奈川県居住支援協議会 事務局：かながわ住まいまちづくり協会	☎ 045-664-6896 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2010 年 11 月
川崎市居住支援協議会 すまいの相談窓口（川崎市住宅供給公社内）	☎ 044-244-7590 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2016 年 6 月
よこはま住まいサポート （横浜市居住支援協議会） 相談窓口（横浜市住宅供給公社内）	☎ 045-451-7812 土・日曜、祝日、年末年始を除く 10:00～12:00、13:00～16:00	2018 年 10 月
鎌倉市居住支援協議会 事務局：かながわ住まいまちづくり協会	☎ 045-664-6896 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2019 年 3 月
藤沢市居住支援協議会 事務局：藤沢市住まい暮らし政策課	☎ 0466-50-3541 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2020 年 8 月
相模原市居住支援協議会 事務局：相模原市住宅課	☎ 042-769-9817 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2020 年 12 月
座間市居住支援協議会 事務局：座間市地域福祉課自立サポート係	☎ 046-252-8566 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:15	2021 年 6 月
茅ヶ崎市居住支援協議会 事務局：茅ヶ崎市都市政策課住宅政策担当	☎ 0467-81-7181 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2022 年 4 月
厚木市居住支援協議会 事務局：厚木市都市みらい部住宅課	☎ 046-225-2330 土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:30～12:00、13:00～17:00	2023 年 3 月

Topics

石綿（アスベ）の被害防止の動き

大気汚染防止法等の一部改正により規制を強化

令和 10 年頃をピークに吹付け石綿等の除去等工事の増加が予想されていること等を背景に、令和 2 年 6 月に大気汚染防止法（大防法）、令和 3 年 3 月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県条例）の一部が改正され、石綿飛散防止対策が強化されました。

～主な改正内容～

・規制対象の拡大（大防法）

飛散性の低い石綿含有成形板等（写真㊦）は規制の対象外でしたが、不適切な除去作業により石綿の飛散事例がみられたことから、全ての石綿含有建材へ規制対象が拡大され、建材によっては独自の作業基準が設けられました。



スレート（波板）

・事前調査の信頼性の確保（大防法）

書面、目視及び分析調査といった調査方法が法定化されました。また、事前調査は有資格者が行うこととされ、一定規模以上の工事の場合は、元請業者等が事前調査の結果を都道府県等へ報告することが義務付けられました。

・罰則の強化・対象拡大（大防法）

隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は、直接罰が適用され、下請負人にも作業遵守義務が適用されます。

・工事の作業記録の作成、保存（大防法）

除去等作業後には、有資格者による石綿含有建材の取り残しの有無を確認することが義務付けられました。また、作業記録の作成・保存や、作業結果の発注者への報告も新たに義務付けられました。

・大気中の石綿濃度等の測定（県条例）

負圧隔離養生を実施しなければならない除去等工事において、工事場所周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録及び保管することを義務化しました。

改正内容について詳しくは

神奈川県 アスベスト対策

検索

建物所有者等向けの研修会を毎年開催

県では、アスベスト被害防止に係る関係法令の概要や改正動向などについて解説する研修会を毎年開催していますので、是非ご参加ください。【令和 8 年度は受付終了】

過去の研修会資料は、下の QR コード先の HP からご覧いただけます。



令和 7 年度の研修会の様子（横浜市開港記念会館）



大規模災害への備え

能登半島地震や熊本地震など、大規模な災害が発生すると倒壊した建物から石綿が飛散するおそれがあります。



出典：石川県（令和 6 年能登半島地震）

こうした災害への備えとして、県条例を改正し、建築物等の所有者等に対し、平時から当該建築物等の吹付け石綿等の使用状況の把握に努めることを規定しました。

さらに、県では、石綿含有建材が使用され



ている可能性のある建築物の所有者からの申請に基づき、調査者の派遣事業（最大 2 検体まで無料で分析）を行っています。詳しくは、左の QR コード先の HP よりご確認ください。

マンション管理にアドバイス

神奈川県が有資格者を無料で派遣

神奈川県住宅計画課では、マンション管理アドバイザーを管理組合に無料で派遣し、管理運営等のアドバイスを行っています。

単身者の賃貸居住の不安感を減らす、安否確認＆不慮の事故対応（上限 50 万円まで補償）

広告

ご活用
ください！

あんすまコンパクト

《サービスの内容》

週 2 回の安否確認

週 2 回、電話（音声ガイダンス）に出て 1 回ボタンを押すだけの簡単操作で、家族等に安否確認メールが届きます。

室内における死亡時の補償

原状回復・遺品整理等を
上限 50 万円までお支払いします。

- 「神奈川あんしんすまい保証制度」の良いところをコンパクトにまとめました。
- より充実したサービスの提供も可能です。

《利用料（税込）》

月額 1,650 円

初回登録料 11,000 円

《お問い合わせ》 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

す。

マンションアドバイザーとは、マンション管理士、一級建築士等の有資格者で、マンション管理に関する相談への対応経験を有する専門家です。管理規約の改正、長期修繕計画の見直し、修繕積立金の値上げなど、マンションの適正な維持管理や改修に関する相談に対応します。

詳しくは神奈川県
のホームページをご参照ください。

神奈川県 令和8年度
マンションアドバイザー派遣事業のご案内

マンション管理組合の
こんな悩みにお答えします!

長期修繕計画は
どうやってつくるの? 管理規約を
見直したい! 総会の進め方は? 大規模修繕工事、
附属改修工事は
どうやって進めれば
いいの? 今の
修繕積立金の額で
大丈夫?

マンション管理士・一級建築士等の有資格者で、マンション管理の相談経験を有する人です。
※マンション管理士は、管理規約の制定、変更、大規模修繕工事など、マンション管理に関する
様々な問題に対し、専門的知識や経験を基に解決策を提案する役割を担います。

マンションアドバイザーとは
あなたのマンション管理組合に無料でご派遣し、管理運営等のアドバイスをいたします。

申請期間 令和8年6月26日(金)～令和9年2月26日(金)
※申込者が多数の場合は、早期に終了します。

派遣対象 神奈川県内に所在する分譲マンションの管理組合等
(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く)
※派遣対象のマンションについては、お申し込み時にお知らせいたします。

相談時間・回数 1回につきアドバイザー1～2名、3時間以内。夜間・休日にも対応。
1管理組合につき年度内最大2回まで利用可能。

【お問い合わせ先】神奈川県建設業協会 住宅政策課 TEL: 045-210-6037

申込期間

令和9年2月26日まで

※ 申込者が多数の場合は、早期に終了します。

派遣対象

神奈川県内に所在する分譲マンションの管理組合等
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)

相談時間・回数

1回につきアドバイザー1～2名、3時間以内。夜間・
休日にも対応。

1管理組合につき年度内最大2回まで利用可能。

神奈川県 HP

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/
adviser.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html)

申込・問合せ先

NPO 法人 かながわマンション管理組合ネットワーク

TEL: 045-620-6300 FAX: 045-620-6299

メール: info@jinkan-net.com

まち協・事務局だより

◆ 新定時社員総会を6月に開催しました

長田会長は開会挨拶で、我が国における少子高齢化の進行
や単身世帯の増加、空き家問題の深刻化に加え、自然災害へ



の備えや住宅の省
エネルギー化、さら
には世界情勢の
目まぐるしい変動
による物資調達へ
の影響など、住ま
いを取り巻く課題
はますます多様
化・複雑化する
中、まち協は、高
齢者や障害者、外
国人、子育て世帯
など住宅確保要配
慮者への住まい探
し支援をはじめ、
居住支援法人とし
ての活動、セーフ
ティネット住宅及
びサービス付き高
齢者向け住宅の登
録業務、災害時の

住宅相談体制整備などを含む住宅相談事業、マンション管理
支援、福祉・防災・景観のまちづくり支援など、多岐にわた
る公益事業に取り組んできたが、特に、住宅確保要配慮者へ
の支援については、行政や不動産関係団体、福祉関係者との
連携をさらに深めながら、県内各地での住まい探し相談会や
居住支援協議会の運営支援などを通じて、地域に根差した支
援体制の充実にも努めた。また、公益法人としての組織運営
に関しては「改正公益認定法」に基づき、現在の特定費用準
備資金を新たに創設された公益充実資金への運用の見直し等
も考慮しつつ、新会計基準への移行を円滑に行えるよう準備
しているとの報告がありました。

一方、総会での主な議案として、令和7年度事業報告及び
収支決算、並びに理事及び監事の改選が承認され、これら事
業報告や決算書は、ホームページで情報公開しています。

住まいとまちづくり VOL.49

2026 年 9 月 30 日発行

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

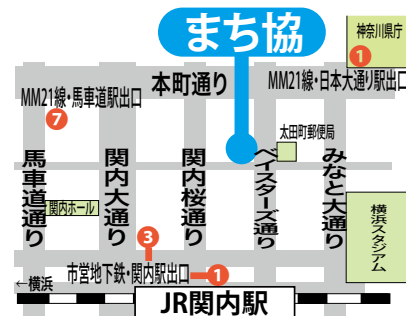
☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

<http://www.machikyo.or.jp/>

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人／長田 喜樹

編集責任者／塚田 操六



JR根岸線・関内駅北口、南口から徒歩5分
横浜市営地下鉄・関内駅1番、3番出口から徒歩5分
みなとみらい線・日本大通り駅1番出口から徒歩5分
みなとみらい線・馬車道駅7番出口から徒歩10分

横浜メディア・ビジネスセンター隣

1. みずべぐらしとは

2024年春より活動をスタート。神奈川県中郡大磯町の不動川河口を拠点に「水辺のある暮らし」を分かち合う場をつくるプロジェクトです。私たちは「みずべぐらし」を「日常に水辺があるライフスタイル」と定義していますが、これは必ずしも水辺に住むことではありません。たとえ水辺から離れた場所に住んでいても、日常的に水辺に身を置くことで、誰もがこの暮らし方を愉しむことができると考えています。生活圏の水辺で、思いがけない出会いが生まれ、自然の営みや移ろいに触れて、心がゆらぐ。この体験が積み重なることで、気づけばその場所のことが好きになってくる。そんな感覚を分かち合える場をつくることを目指して、日々活動しています。



2. 活動拠点



不動川河口

旧吉田茂別邸と大磯ロングビーチの間に位置する、不動川の河口を拠点として活動を行っています。海が近いですが、水面は穏やかで、西湘バイパスの先に臨む相模湾の景色が美しい場所です。汽水域であることに加えて、護岸の自然環境が残っており、豊かな生態系が育まれています。また、潮の満ち引きや雨によって、絶えず、時に大きく地形が変化するため、自然の動きや力強さを感じさせられます。

mizbase

不動川河口から徒歩5分の場所に拠点「mizbase」があります。築55年の庭付き木造平屋で、2024年夏に不動川河口で開催したイベントをきっかけに大家さんと繋がることができ、メンバーの一人が住み始め、活動拠点としての活用をしています。みずべぐらしを分かち合える拠点として、この場に暮らしながら自分たちの手で改修を進めています。



3. 活動内容



Weekends SUP

SUPを漕ぐだけでなく、ボードに寝そべったり、漂着物を拾い上げたり、静かに石を積み上げてみたり。思い思いの水辺時間を愉しむプログラムです。初めての方に向けては、「SUP体験会」というプログラムを用意しています。



ご近所サウナ

上流の山奥や湖畔に遠出する非日常のサウナではなく、生活圏の河口で愉しむ、日常の延長線にあるサウナです。海を眺めながらテントサウナで温まり、川に飛び込み、海風や鳥の声を感じながらととのう時間を。



水辺の集い

夜の水辺で焚き火を囲み、水に触れ、夜空を眺め、風を感じて、飲んだり食べたりしながら語り合う。そんな夜の水辺に集う会です。参加無料、出入り自由の会で、気軽に立ち寄れる場にするを目標としています。

憩いの水辺
探訪

14

「みずべぐらし」
プロジェクト
(大磯町)

水と緑が織り成す自然景観に加え、水流の音やきらめく水面が癒しと安らぎを与えてくれる身近な水辺。
そんな県内の潤いあふれる親水スポットやユニークな取り組みを紹介します。

今回は、若者によるプロジェクトに着目し、メンバーに紙面を制作していただきました。活動の日程や参加要項はホームページでも確認できます。

<https://mizubegurashi.com>

Instagram : mizbegurashi_oiso / Mail : mizbegurashi.oiso@gmail.com